



# 姫路市いじめ防止基本方針

平成26年7月策定

**姫路市教育委員会**

(平成29年12月改定)

## 目 次

はじめに.....	1
第1 いじめの防止等の対策に関する基本理念.....	2
第2 いじめの防止等に関する基本的な考え方.....	2
1 いじめの問題の克服に向けた基本的な姿勢	
2 いじめの定義	
3 いじめの理解	
4 発達段階に応じたいじめの防止のための態度形成	
5 いじめの問題の克服に向けた学校・家庭・地域社会の基本的な役割	
第3 いじめの防止等に関する姫路市の施策.....	5
1 いじめの防止等に関する組織	
2 未然防止	
3 早期発見	
4 早期対応	
5 インターネットを通じて行われるいじめへの対応	
6 家庭や地域社会との連携	
7 関係機関との連携	
第4 いじめの防止等に関する学校の取組.....	10
1 学校いじめ防止基本方針の策定と校内組織の設置	
2 未然防止	
3 早期発見	
4 早期対応	
5 インターネットを通じて行われるいじめへの対応	
6 家庭や地域社会との連携	
7 関係機関との連携	
第5 重大事態への対処.....	16
1 重大事態の意味	
2 教育委員会又は学校による調査	
3 再調査及び結果を踏まえた措置	
第6 いじめの防止等の検証及び見直し.....	18
1 実施状況の報告	
2 総合的な検証	

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある決して許されない行為です。

本市では、平成8年度よりいじめの問題の克服を目指し、「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こり得る」「いじめは卑怯な行為である」「いじめは絶対に許されない」という認識の下、姫路フレンドフル事業を中心に継続的に「いじめ追放・仲間づくり」に取り組んできました。平成21年度からは「教育は未来の担い手を育む、学校・家庭・地域社会の協働の営み」と位置づけ、「はぐくもう子供の夢、高めあおう姫路の教育」を基調に、「魅力ある姫路の教育創造プログラム」による教育施策の計画的な展開を図ってきました。さらに、平成27年度からは「魅力ある姫路の教育創造プログラム」の理念を踏まえながら、本市の教育振興のための基本計画となる「姫路市教育振興基本計画」を策定し、本市の推進する小中一貫教育や異校種間の連携を通して学力の向上と人間関係力の育成を図る中で、いじめの問題の克服に向けた取組を推進しています。

「姫路市いじめ防止基本方針」は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下、「法」という。）を踏まえ、これまでの本市におけるいじめの問題への取組を再度見直し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、策定したものです。これに基づき、学校・家庭・地域社会を含めた市民総がかりでいじめの問題の克服に向け、強い決意を持って取り組んでいきます。

## **第1 いじめの防止等の対策に関する基本理念**

- いじめは、全ての児童生徒に関係し、全ての学校で起こり得るものである。このことを十分に認識した上で、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目指さなければならない。
- いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを大人や児童生徒が十分に理解し、全ての児童生徒がいじめを行わず、全ての大人や児童生徒がいじめを認識しながら放置することが決してないようすることを目指さなければならない。
- いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、市・学校・家庭・地域社会その他の関係者の連携の下、市民総がかりでいじめの問題を克服することを目指さなければならない。

## **第2 いじめの防止等に関する基本的な考え方**

### **1 いじめの問題の克服に向けた基本的な姿勢**

子供が未来への明るい希望を抱き、心身ともに健康で豊かな人間性を備えて成長していくことは、私たち大人にとって普遍の願いである。したがって、私たち大人は、子供たちにとって安全安心な学びの場と、心の居場所となる心安らぐ生活の場を提供することが重要である。その中で、子供は、学習活動をはじめとした様々な活動を通して、自ら考え判断し、主体的に行動する力を身につけ、いじめの問題をはじめ様々な課題を乗り越える力を獲得するものである。そのために、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を強く認識し、一体となり、子供の健全な成長のために取り組むことが大切である。

そして、学校は、教職員の熱い情熱と、学校長の強いリーダーシップの下、家庭や地域社会との連携の中核となり、いじめの問題の克服に向けた取組を進めなければならない。

また、教育委員会は、いじめの問題の克服のために、市長部局や警察等関係機関と連携を密にしながら、学校・家庭・地域社会を支援する取組を行わなければならない。

### **2 いじめの定義**

「いじめ」とは、法第2条に「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじ

められた児童生徒の立場に立つて行うものとする。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。ただし、いじめを受けた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた児童生徒本人や周辺の状況を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮をしつつ、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが大切である。

### 3 いじめの理解

以下は、いじめについての基本的な認識である。

- (1) いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こり得るものである。
- (2) いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (5) いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (6) いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われている問題である。
- (7) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- (8) いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (9) いじめは、暴力を伴わなくても、生命、身体に重大な危険をもたらす場合がある。
- (10) いじめは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者あるいは、信頼できる大人に相談できる者への転換を促すことが重要である。

#### 4 発達段階に応じたいじめの防止のための態度形成

- (1) 小学校低学年
  - ア 善悪の判断と規範意識の基礎を形成する。
  - イ 自分の非を認めて謝る、相手の過ちを許すなど、温かい心で相手に接する態度を養う。
- (2) 小学校高学年
  - ア 自己肯定感を育み、思いやりの気持ちや自他を尊重する意識を涵養する。
  - イ 公德心を持って法や決まりを守る態度を育成する。
- (3) 中学校
  - ア 人間としての在り方や生き方に関する思考を育む。
  - イ 自ら正しいと判断した行動がとれる態度を身につける。
- (4) 高等学校
  - ア 自らの個性や適性を生かし、自分にふさわしいよりよい生き方について考える。
  - イ 自発的・自治的な活動の中で社会性や自律性を高める。

#### 5 いじめの問題の克服に向けた学校・家庭・地域社会の基本的な役割

いじめの問題の克服のため、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を果たしつつ、協働して児童生徒一人一人の成長を促すことが重要である。

- (1) 学校の役割
  - ア 学校における、全ての教育活動を通して「豊かな心」「確かな学力」「健やかな体」を基盤とした生きる力の育成に取り組む。
  - イ 学級活動、児童会・生徒会活動、学校・家庭・地域ふれあい事業等を通して、児童生徒に自ら考え、実行する機会を与え、いじめの防止等の活動やインターネット、携帯電話等の使用についてのルールづくり等に取り組ませる。
  - ウ 児童生徒に、互いを思いやり尊重し合うことが大切であることを理解させるとともに自尊感情や自己有用感、規範意識の醸成に努める。
  - エ 教職員のいじめの問題への対応力の向上に努めるとともに、教育相談体制を充実させ、深い児童生徒理解の下、悩みをよく傾聴し、「一緒に考える」という姿勢で生徒指導を進める。
  - オ 学校・家庭・地域社会の連携を進め、協働していじめの問題の克服に努める。
  - カ 複雑化、多様化するいじめの現状を教職員が共通理解した上で、児童生徒への日常的な指導や保護者・地域社会への啓発に取り組む。
- (2) 家庭の役割
  - ア 「子供は家族からの愛情に包まれ、心の居場所がある中で、他者への思いやりを持ち、調和のとれた人間関係を形成することができる」ということをしっかりと認識したうえで家庭教育を進める。

イ 基本的な倫理観、規範意識、市民意識、社会の形成者としての認識、自立心等を保護者の責務として育む。

ウ 子供が自分の悩みを安心して打ち明けられるような家族関係を築く。

エ 日頃から、学校と連携し信頼関係を築き、子供がいじめの被害にあった場合や、子供がいじめに関わっていた場合には、どうしていくべきかを子供と共に考え、学校と一緒に問題解決に向け協力して取り組む姿勢を持つ。

オ 法令に規定された保護者の責務に関する理解を深めるとともに、インターネットや携帯電話等の使用に関して家庭のルールづくりを行い、実行していく。

### (3) 地域社会の役割

ア 子育てに不安を抱える保護者を孤立させず、「地域の子供は地域で守り育てる」という教育支援機能を活性化させる。

イ 地域行事や伝統行事を通して、子供に自分たちも地域の一員であるという市民意識を育成するとともに、地域社会という学校以外の大人から人間としての在り方や生き方を学ぶ機会をつくる。

ウ いじめの問題は社会全体で取り組む問題であるという認識の下、地域における見守り活動や学校、家庭との連携を推進する。

エ 大人社会のありようについて真摯に考え、いじめの問題の克服に向けて子供の標となり得るよう努める。

## **第3 いじめの防止等に関する姫路市の施策**

### **1 いじめの防止等に関する組織**

本市では、平成14年度から、生徒指導上の困難な事案に対して関係機関が連携して対応できる体制として「学校サポート・スクラムチーム」を編成した。平成21年度からは、弁護士、医師及び臨床心理士を専門委員として迎え、各事案に対し、より迅速に、専門的に対応できる体制を築いた。さらに、平成25年度からは、チーム内に「いじめ問題等支援チーム」を編成し、いじめの問題に対する対応の強化を図っている。

今後も、本チームを中心として、下記のとおり、いじめの問題の克服に向けた取組を進めるものとする。

- (1) 教育委員会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体と連携し、的確・迅速な情報共有による協力支援体制を充実させるため、「学校サポート・スクラムチーム」を編成する。
- (2) 法第14条第1項に規定する「いじめ問題対策連絡協議会」の機能を有するものとして、「学校サポート・スクラムチーム」を位置づける。
- (3) 「学校サポート・スクラムチーム」は、医師、弁護士、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、教育委員会、こども支援課、こども家庭センター、警察等その他の

関係者により構成し、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携強化を図るとともに、個別の事案について対応する。

## 2 未然防止

### (1) 心の教育の充実

#### ア 人間としてよりよく生きようとする力を高める道徳教育の推進

体験的・実践的な活動や人間的なふれあい等を通して、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を育むとともに、思いやりや寛容の心に満ちた人間関係を築こうとする態度を養う。また、家庭・地域社会との連携の下、基本的な生活習慣の確立や郷土を愛する心の育成を図るとともに、社会生活上のルールを守ろうとする規範意識を高め、道徳的实践力を育成する。

#### イ 自立と共生を目指す人権教育の推進

異校種間の連携の下、全教育活動を通して確かな人権意識を培い、いじめの防止に努めるとともに、一人一人を大切にする教育活動を展開し、自尊感情や自ら学ぶ意欲を高める。

### (2) 望ましい人間関係を築く特別活動の推進

学級活動や児童会・生徒会活動、学校行事等の望ましい集団活動や体験的な活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図るとともに、自己の生き方について考えを深め、集団の一員として自己を生かす能力を養う。また、児童生徒が、学級・学校内の問題に気づき、協力し合って自らの手で解決しようとする自主的・実践的な態度を育成する。

### (3) 体験活動の充実

林間学舎、自然学校、トライやる・ウィーク、集団宿泊活動や自然体験活動等の体験活動を推進し、人間的なふれあいを深め、豊かな感性を育む。また、異校種間の連携や地域社会における異年齢・異世代交流活動を積極的に取り入れ、自主性・社会性を養うよう努める。

### (4) 芸術・文化活動の充実

芸術に触れる機会や文化的な体験活動を充実させることにより、美しいものに感動する心を育てる。また、児童生徒の自主的・自発的な芸術・文化活動を通して、個性・能力の伸長を図りながら、感性を高め、豊かな情操を養うよう努める。

### (5) 自尊感情・自己有用感の育成

健全な自尊心を育成し、自尊感情や自己有用感を高めるために、「ライフスキル教育」を実施する。

## ライフスキル教育

ライフスキルとは、人生をよりよく生きていく上で不可欠な心理社会能力のことであり、ライフスキル教育は、青少年の喫煙や飲酒、薬物乱用等の危険行動を防止することを目的として1970年代に欧米で開発されました。その後、危険行動の防止だけでなく、いじめ、暴力、不登校、学業不振など、青少年の知的・精神的・社会的発達を阻害する反社会的・非社会的行動の防止にも有効であることが分かってきました。

いじめ問題等青少年の危険行動には両親、兄弟、友人等の身近な人々の行動や態度、テレビや雑誌などによる宣伝、広告といった社会的要因が大きな影響を与えることが分かっており、健全な自尊心(セルフエスティーム)が低い青少年は、これらの社会的要因に影響されやすく、危険行動をとりやすいことが明らかになっています。

(JKYB ライフスキル教育研究会「JKYB ライフスキル教育ワークショップ報告書」平成 25 年 10 月発行)

## (6) 小中一貫教育の推進

保幼小連携の推進、小中一貫教育の展開を通して、校種間の連携に努め、各校種間相互理解に基づく滑らかな接続の実現を図るとともに、児童生徒の発育の適時性と連続性を重視した指導を展開し、学力の向上と人間関係力の育成に取り組む。

学力の向上と人間関係力の育成は、児童生徒の居場所づくりや絆づくりに直結するものである。これらは一人一人の児童生徒に、集団の一員としての自覚や自信を育て、互いを認め合える人間関係、学級・学校風土を児童生徒自らがづくり出していく力を育んでいく。

## (7) わかる授業の推進

学校生活の中で一番長いのは授業の時間である。学力に対する自信のなさや不安等勉強にまつわる嫌な出来事は、児童生徒にとって大きなストレスの要因となっている。そこで、いじめや生徒指導上の諸問題の未然防止のために、本市が取り組む学力の向上を目指した授業改善を通して、全ての児童生徒が参加・活躍できるわかる授業づくりを進める。

## ストレスとストレスター

児童生徒にストレスをもたらす最大のストレスターは

- ① 友人関係にまつわる嫌な出来事
- ② 人に負けたくないという過度な競争意識
- ③ 勉強にまつわる嫌な出来事

(国立教育政策研究所「いじめ追跡調査2007—2009」平成 22 年発行)

ストレスとはストレス症状(いらいら感、無気力感等)を指す用語で、それをもたらす要因となるものをストレスターと表現します。

(国立教育政策研究所「生徒指導リーフ」平成 25 年 11 月発行)

(8) 教職員の研修の充実

ア 全ての教職員は、児童生徒の人格形成に深く関わる者として、豊かな人間性や社会性、コミュニケーション能力等を高める必要がある。また、いじめの問題に対しても的確に対応できる知識・技能を身に付けることが重要である。そこで、ライフステージ別研修・職能研修・課題研修・パワーアップ研修等、教員の経験年数や個々の課題に応じた研修を実施し、保護者や地域社会の人々の期待に応えられる実践的指導力の向上に努める。

イ 「いじめ対応マニュアル」(兵庫県教育委員会作成)を配付し、いじめを生まない土壌形成や対応力向上のための研修を進めるとともに、いじめの未然防止を目的とした人間力を高めるスキル学習を行うワークショップや人権意識を高める講演会を開催する。

(9) いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発

児童生徒用教材や保護者向け資料、「いじめ対応マニュアル」の活用と地域向け資料の配付等を通して、児童生徒及びその保護者、教職員、地域社会に対して必要な広報や啓発活動を行う。また、いじめに係る相談制度又は救済制度等について、児童生徒、保護者、教職員、地域社会への周知を図る。

(10) 教職員がゆとりをもって児童生徒と向き合う時間の確保

事務作業や会議の効率化等を一層進めるなど勤務時間の適正化を図ることにより、教職員がゆとりをもって児童生徒と関わる時間を確保し、一人一人の児童生徒の状況や学級集団等の様子を日常的に把握するなど、いじめの防止等に適切に取り組む体制を整備する。

### 3 早期発見

(1) 学校における相談体制の整備

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置して相談体制を整備し、児童生徒や保護者の悩みをいち早く察知し、いじめの早期発見に役立てる。

(2) 相談窓口の整備

教育相談の窓口として、姫路市立総合教育センターに教育相談総合窓口を設置し、3歳から18歳までの幼児・児童生徒・少年に関する教育相談(いじめや不登校・問題行動・発達における悩みなど)を一元的に受け付ける体制を整え、必要に応じて臨床心理士等が継続して支援を行う。さらに、相談内容によっては、学校や医療・福祉等の関係機関と機能的に連携を行える体制を整備する。

また、相談カード付きいじめ防止リーフレット「メール de エール」等を活用し、いじめの早期発見に努める。

(3) 学校における実態調査

少なくとも学期に1回のアンケート調査と教育相談を実施し、児童生徒の実態の把握

に努めるとともに、担任とスクールカウンセラー等や養護教諭との連携を進め、児童生徒が発信するSOSをいち早く察知できるように取り組む。

#### 4 早期対応

(1) いじめの認知

教育委員会は、学校との定期的な情報交換により、情報共有やいじめ認知件数の把握を行う。また、いじめが発生した場合、教育委員会は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することを最優先に、問題の解決に向けた学校への指導助言等、必要な支援を行うとともに、「学校サポート・スクラムチーム」に報告する。

(2) 問題解決に向けた専門家の派遣

教育委員会は、当該いじめ事案の解消に向けて「学校サポート・スクラムチーム」による専門的・多面的支援を学校に対して行う。

#### 5 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットの危険性やネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、児童生徒に対して、インターネットの正しい活用法など情報モラル教育を充実させるとともに、情報モラルに関する教職員の指導力の向上や、警察等関係機関と連携した指導、児童生徒、保護者への啓発に努める。

(1) 学校における情報モラル教育の推進

教室で活用できる学習用コンテンツの配信等により、各学校での情報モラル教育の推進を支援する。また、教育の情報化推進研修等の実施により、教職員の指導力向上を図る。

(2) 児童生徒及び保護者への啓発

児童生徒及び保護者向けに啓発資料を配付するなど、情報提供を行うとともに、ネットトラブル対策講座を実施し、ネット環境の現状や、家庭においてルールづくりを行うことの大切さを周知する。

#### 6 家庭や地域社会との連携

学校と家庭や地域社会との連携促進を図るため、学校評議員制度や地域連携活動を推進し、学校・家庭・地域社会が一体となりいじめの問題に取り組めるよう、啓発を進める。

(1) コミュニティ・スクール及び学校評議員制度の充実

コミュニティ・スクール及び学校評議員制度の一層の活用・充実を図り、学校教育への参画・協働をより踏み込んだものにするとともに、学校教育を地域社会が支える仕組みを再構築し、地域の学校意識を持ち、子供には地域の一員としての意識を高める取組を推進する。また、各学校のいじめの防止等の取組が効果的に進められているかどうか

を評価し、取組の一層の充実に資する提言等を行う。

(2) 地域連携活動の推進

家庭や地域社会と連携・協働した学校・家庭・地域ふれあい事業等を通して、学校行事、児童会・生徒会活動の活性化を図り、異校種の児童生徒同士や地域の大人との交流を深め、協力し合いながら互いを認め合う人間関係を築くとともに、地域の一員としての意識を育むようにする。

## 7 関係機関との連携

(1) 関係機関との連携

教育委員会は、「学校サポート・スクラムチーム」を招集し、関係機関が連携していじめの防止等の対策が行われるようにする。

(2) 情報共有体制の充実

教育委員会は、学校と警察やこども支援課、こども家庭センター等との適切な連携を図るため、情報共有体制を充実させる。

## 第4 いじめの防止等に関する学校の取組

### 1 学校いじめ防止基本方針の策定と校内組織の設置

各学校は、国や県、市の基本方針を参酌して、自校の実情に応じたいじめの防止等の基本的な方向や対策の内容等を学校いじめ防止基本方針として定めなければならない。

(1) 学校いじめ防止基本方針

学校いじめ防止基本方針は、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止等全体に係る内容について実効性を持つよう、具体的な実施計画や実施体制を定める。

(2) いじめ対応チーム等の校内組織

法第22条に基づき、学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめの防止等のための組織を設置する。

ア 構成

校長、教頭、生徒指導担当、道徳・人権教育担当、学年担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他の必要な関係者

イ 具体的役割

- (ア) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成
- (イ) 具体的で実効性のある校内研修の企画
- (ウ) 実態把握や情報収集を目的とした取組
- (エ) いじめに係る情報を認知した際の組織的な対応

- (d) 事実関係の把握といじめか否かの判断
  - (e) いじめを受けた児童生徒に対する支援・いじめを行った児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定
  - (f) 保護者や地域社会への情報提供
  - (g) 学校いじめ防止基本方針の点検・見直し
- (3) 学校評価
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。その際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等を評価する。

## 2 未然防止

- (1) 学校の全教育活動を通じた豊かな心の育成
- 未来を担う児童生徒に、希望と勇気を持ってやりぬく心、他者を思いやり温かく接する心、生命と人権を尊重する心、正義感や公正さを重んじる心など、豊かな人間性と社会性を育てる。この推進にあたっては、人間愛に満ちた一貫した取組を進め、豊かな体験活動や道徳科の授業を充実させることが重要である。
- また、自他の大切さを認め合い尊重し合う態度を養うとともに、コミュニケーション能力を高めるなど、自己の能力を生かした社会的自立の基礎を育む。
- (2) 自尊感情・自己有用感の育成
- 家庭や地域の人々の協力を得ながら、全ての児童生徒が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供する。さらに、児童生徒の自己有用感の高揚を図るとともに、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設け、児童生徒の自己肯定感を高め、健全な自尊感情を形成するよう努める。
- (3) 確かな学力の育成
- ア 学習指導要領に基づき、学校や地域の実態及び児童生徒の心身の発達段階や特性等を考慮した適切な教育課程を編成し、主体的・対話的で深い学びにより、児童生徒一人一人が成就感や達成感を味わえるような授業の充実に努める。
- イ 児童生徒の能力や適性、興味・関心等、一人一人の状況を的確に把握し、「わかる授業」の展開を推進する。そのために、教師一人一人が積極的に授業改善に取り組むとともに、ICT機器やデジタルコンテンツ等を積極的に活用し、個の能力・特性に応じた学びや児童生徒同士での協働的な学びの充実に努める。
- ウ 体験的な理解や繰り返し学習を重視するなど、発達段階に応じた指導を通して、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図り、学習の基盤を構築する。

(4) 小中一貫教育の推進

「姫路市の進める小中一貫教育」の冊子を活用し、小中学校の教職員の協働により、適時性を踏まえた一貫性・連続性のある指導を通して、「学力の向上」と「人間関係力の育成」を図る。また、地域資源（人・環境・文化）を教育活動と結びつけ、地域社会で子供を育成する取組を進める。

(5) 異校種間連携の推進

幼稚園等と小学校間や小・中・高等学校の連携により、配慮を要する児童生徒の情報を引き継ぎ、いじめに対する学校の指導体制、指導内容の共有を図る。

(6) 校内研修の充実

「いじめ対応マニュアル」等を活用した校内研修やいじめの事例研究等により、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめ事案への対処について、教職員の共通理解と対応能力の向上を図る。また、スクールカウンセラー等による研修を実施し、児童生徒理解を深める。

なお、体罰は、児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの誘因にもなり得るため、「No!体罰」（兵庫県教育委員会作成）等を活用した研修を実施する。

(7) 指導上の注意

①学校として配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

### 3 早期発見

(1) 児童生徒の実態把握

少なくとも学期に1回のアンケート調査と教育相談や、個人ノート・生活ノート・日記、家庭訪問等を通して、日常的に児童生徒の様子を把握するとともに、スクールカウンセラーや養護教諭等との連携を綿密にし、いじめの兆候をいち早く察知し、いじめを積極的に認知する取組を進める。アンケート調査の実施にあたっては、記名・無記名、又は選択・併用等の他、生活実態調査に含めるなど、児童生徒が記入しやすい形態で実施する。

(2) 相談しやすい環境づくり

スクールカウンセラーと連携してカウンセリングルームを充実させるとともに、メンタルルームや保健室等を活用し、児童生徒が心を開いて相談しやすい環境を整備する。また、教職員は常に共感的に児童生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするとともに、スクールカウンセラーや養護教諭との情報連携を進める。

---

① 学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント  
(平成29年3月 文部科学省) P3参照

#### ア スクールカウンセラーの活用

児童生徒や保護者にカウンセリングを実施し、児童生徒の不安の軽減や保護者の児童生徒理解の深化を図る。

#### イ 養護教諭との連携

養護教諭は、問題を抱えている児童生徒と保健室で関わることが多い。そこで、養護教諭が、担任やスクールカウンセラー、生徒指導委員会等の校内組織との連携を日常的に行える仕組みづくりを進める。

#### ウ スクールソーシャルワーカー等の活用

学校だけでは解決が困難な事案について、スクールソーシャルワーカー等を活用して専門的・多角的な支援を行う。

## 4 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、<sup>②</sup>法第23条第1項に基づき、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめを受けている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、問題の解決に向けて学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。

そこで、学校の教職員がいじめの情報を得た時には、迅速にいじめ対応チームに報告し、以下の点に留意して組織的に対応しなければならない。

### (1) 正確な事実把握

ア 当事者双方及び周りの児童生徒から個々に聴き取りを行い、詳細に記録を取る。

イ 関係教職員と情報を共有し、事実を正確に把握するとともに、いじめであるか否かの判断を行う。

### (2) 指導体制及び方針の決定

ア 指導のねらいを明確にする。

イ 全ての教職員の共通理解を図る。

ウ 対応する教職員の役割分担を行う。

エ 教育委員会や関係機関との連携を図る。

### (3) 児童生徒への指導・支援

ア いじめを受けた児童生徒や、情報を提供した児童生徒を保護し、心配や不安を取り除く。

イ いじめを行った児童生徒に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行い、「いじめは、決して許されない行為である」という厳しい指導を行うとともに、人間的成長につながるような働きかけを行う。

---

<sup>②</sup> [法第23条第1項] 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

- ウ いじめを行った児童生徒といじめを受けた児童生徒との関係修復の場を設定する。
- エ はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- オ いじめを見ていた児童生徒にも、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。

(4) 保護者との連携

- ア いじめを受けた児童生徒の保護者  
面談により、具体的な事実を伝えるとともに、保護者の気持ちを共感的に受け止め、今後の対応について協議を行う。
- イ いじめを行った児童生徒の保護者  
面談により、学校の調査で明らかになった事実関係や相手の児童生徒、保護者の心情を伝え、家庭での指導を依頼するとともに、今後の取組について共有する。

(5) 事後の対応

- ア スクールカウンセラー等や姫路市立総合教育センターでの相談等を通して、いじめを受けた児童生徒の心のケアを図る。
- イ いじめを受けた児童生徒の不安感がなくなるまで継続した見守りを行う。
- ウ 心の教育の充実を図り、児童生徒の自尊感情や自己有用感の向上を図るとともに誰もが大切にされる学級・学年・学校経営を行う。
- エ 関係児童生徒や保護者も交えた関係修復に向けて取り組む。
- オ いじめを行った児童生徒の状況に応じ、関係機関との適切な連携を進める。

(6) いじめの解消

- 単に謝罪をもって安易に解消とせず、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを確認する。
- ア 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が、少なくとも3か月は継続していること。
- イ いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが、本人及びその保護者への面談等により確認されていること。

## 5 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

教職員は、インターネットや携帯電話等の危険性（匿名性・被害の回復の難しさ・疎外の受けやすさ等）を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについてSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上を図る。

さらに、学校は、保護者と連携し、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、いじめを受けている児童生徒が発するSOSを見逃すことなく、目が行き届きにくいネット上のいじめの早期発見に努める。

インターネットを通じて行われるいじめを発見した場合は、資料・証拠の確保、児童生徒からの聴き取り、書き込みや画像の削除等迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など事案によっては警察等の専門的な機関と連携して対応する。

## 6 家庭や地域社会との連携

### (1) 家庭や地域社会への啓発

保護者会や地域社会の各種会合等において、学校におけるいじめの実態や指導方針について、情報交換、協議できる場を積極的に設ける。その際に、いじめの問題性や家庭教育の大切さについて理解の促進を図る。また、ホームページや学校だより等に学校いじめ防止基本方針を掲載するとともに、相談窓口や連絡体制の周知を図る。

### (2) 家庭や地域社会からの協力

多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めたり、大人同士が相談したりできるよう、PTAや地域団体とのネットワークづくりを行うとともに、地域における「子ども見守り活動」やスクールヘルパー等の協力体制を構築する。

## 7 関係機関との連携

### (1) 警察との連携

管理職や生徒指導担当教員等を中心に、地域の交番等において日頃から学校や地域の状況の情報交換を行う。また、刑罰法規に抵触するいじめや児童生徒の生命・身体の安全がおびやかされている場合については、早期に警察に通報するとともにこども家庭センター等の協力を得る。

### (2) 福祉機関との連携

いじめの問題の背景として養育状況等の家庭の要因が考えられる場合には、こども支援課、こども家庭センターや民生委員・児童委員等の協力を得る。

### (3) 法務局との連携

「子どもの人権110番」をはじめ、法務局人権相談窓口等の周知を図る。

### (4) 医療機関との連携

いじめを受けた児童生徒の外傷及び心的外傷が認められる場合は、積極的に学校医や医療機関との連携を行う。

## 第5 重大事態への対処

### 1 重大事態の意味

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

心身又は財産に重大な被害とは

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

相当の期間学校を欠席するとは

- ・ 年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校又は教育委員会の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

※ なお、重大事態への対処にあたっては、いじめを受けた児童生徒やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応することとする。

### 2 教育委員会又は学校による調査

- (1) 重大事態の報告

学校が重大事態であると判断した場合は、教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。

- (2) 調査主体について

学校から重大事態発生の報告を受けた教育委員会は、その事案についてどのような調査を行うか、どのような調査組織とするかについて判断する。

- (3) 調査を行うための組織

ア 学校が主体となる場合

各学校に設置しているいじめ対応チーム等の校内組織を母体とし、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、「学校いじめ防止基本方針」に従って調査を行う。

教育委員会は「学校サポート・スクラムチーム」内の「いじめ問題等支援チーム」を派遣し、適切な指導、助言、支援を行う。

イ 教育委員会が主体となる場合

「姫路市いじめ問題調査委員会」が教育委員会の諮問に基づき調査を行う。調査を

行う委員は、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を得て、当該調査の公平性・中立性を確保する。

#### (4) 調査の実施

当該重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したかという事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、学校及び教育委員会は、事実にしっかりと向き合う姿勢が重要である。

##### ア いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

丁寧な聴き取り調査及び質問紙調査を行う。この際、いじめを受けた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。

##### イ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡などにより聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、調査を実施することが必要である。

##### ウ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合

「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にしながら、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、背景調査を実施する。

#### (5) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報の提供

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について姫路市個人情報保護条例を踏まえた上で、適時・適切な方法で経過報告に努める。

#### (6) 調査結果の報告

教育委員会又は学校は、調査結果について市長に報告する。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、当該児童生徒又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

### 3 再調査及び結果を踏まえた措置

#### (1) 再調査

調査結果の報告を受けた市長は、重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者でない者（第三者）について、外部の専門機関からの推薦等

により参加を得て、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

再調査についても、教育委員会又は学校等による調査同様、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、姫路市個人情報保護条例を踏まえた上で、適時・適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生予防のために必要な措置を講ずる。

また、再調査を行ったとき、市長は、その結果を市議会に報告しなければならない。

## **第6 いじめの防止等の検証及び見直し**

### **1 実施状況の報告**

この基本方針に基づくいじめの防止等の対策については、「学校サポート・スクラムチーム」に毎年度実施状況を報告した上で、必要な見直しをする。

### **2 総合的な検証**

この基本方針については、おおむね3年後を目途に「学校サポート・スクラムチーム」において総合的な検証を行い、その結果に基づき、必要な見直しをする。

